

2012年2月29日

国際会計基準（IFRS）に関する調査結果の概要

(社)日本経済団体連合会
企業会計委員会企画部会

経団連は、昨年9月に企業会計委員会企画部会委員及び業界団体を対象として、IFRSに関する調査を行った。その結果として43社・31団体からの回答を得た(回答率77%)。以下、多くの企業から寄せられた意見を示す。この調査結果の概要は、調査時点における意見を整理したものであり、今後、経団連としての意見形成に向けて、さらに議論を深めていくこととする。

1. 全般

- 2012年中には、IFRSの適用方法、適用時期等の方向性を明確化すべきである。但し、2011年中の判断を据え置いた米国の動向も十分に注視する形で、慎重に検討すべきである。
 - 各社が構築してきたIFRS検討体制の今後の進め方につき判断しなければならないことにも考慮する必要がある
- 日本がIASBに対する影響力を保持・強化することが重要である。

2. IFRSの適用方法

- 連結と単体の関係では、その範囲を連結財務諸表に絞るべきである。
 - 単体へのIFRS導入は、関連諸法規制(税法・会社法等)との関係に影響大
 - 単体へのIFRS導入は、製造業への原価計算への影響大(例えば、退職給付会計における数理計算上の差異の取扱い等)
 - IFRSと日本基準との差異による連単での二重管理コストを回避することが必要(原則主義の運用による回避を含む)
 - 単体へのIFRS任意適用についても検討すべき
 - 金融商品取引法上の単体開示の廃止を含めた、開示制度全般の在り方についても見直すべき
- 適用の在り方としては、任意適用を継続すべきとの意見、当面任意適用を継続して状況の変化を見極めるべきとの意見、強制適用を行うとしても対象企業を限定して行うべきとの意見があった。
 - 日本がIASBに対する影響力を保持・強化することができることが重要であり、今後適用の在り方について議論を深め、意見発信を行うべきではないか

- 任意適用の継続とした場合でも、コンバージェンスの継続等により、基準差が少なくなり、適用会社が一定数に達するのであれば、日本の IASB に対する影響力を保持することは可能ではないか
- 適用会社が一定数に達することが重要（任意適用を認める「特定会社」の要件緩和も必要）
- IFRS の基準や解釈に多くの問題がある中、強制適用の判断はすべきでない
- 米国が明確な判断をしていない段階での強制適用の判断は、現実的ではない
- 日本の IASB に対する影響力の保持・強化という視点からは強制適用による会社数の確保が必要ではないか
- 国際的な資金調達ニーズを有する企業はそれほど多くなく限定的であり、IFRS 導入には多額のコスト負担が必要であることから、強制適用を行うとしてもその範囲は限定的でよいのではないか。範囲外の企業の IFRS 任意適用は容認すべきではないか
- 強制適用の判断の際には、一部の基準をカーブアウトするという選択肢も考慮すべきではないか

3. 日本基準と IFRS との今後のコンバージェンスのあり方

- 是々非々の（主体的）コンバージェンスを行うべきである。
 - 日本の経営実態を踏まえてコンバージェンスの可否を考えるべき
 - 現在得ている同等性評価への影響についても、慎重に検討すべき

4. 原則主義への対応

- 原則主義の IFRS では、減価償却をはじめ、基準の解釈等を巡り混乱が生じる懸念があり、監査人は、企業の会計方針や判断を尊重しつつ、適切に対応すべきである。
 - IFRS の運用においては、企業と監査人との意見が対立し、調整が難航するケースも想定される
 - 原則主義の IFRS のもとでは、監査人は企業の会計方針を尊重した適切な対応が必要
 - 監査人には、必要に応じて、また、可能な範囲で、ガイドライン作成等の適切な対応を行うなど最大限の努力を求める

5. 懸念の多かった基準

- 次に挙げる項目は、IASB のアジェンダ協議への ASBJ、経団連等が提出したコメントにも含まれているものであり、今後のコンバージェンスやカーブアウト、運用面の検討の際に、議論の対象となり得る基準と考える。
 - 利益概念；ノンリサイクリングによる当期純利益の概念の変質など

- 注記及び開示；過大な注記及び開示の要求
- 従業員給付；数理計算上の差異のノンリサイクリング処理など
- 無形資産；開発費の資産計上
- のれん；非償却
- 外貨換算；機能通貨の規定は、企業によっては、多大なコスト負担の懸念
- 有形固定資産；減価償却(取替法を含む)や減損の戻し入れなど
- 金融商品；非公開株式の公正価値測定など
- 収益認識；出荷基準での収益認識ができなくなる懸念や、プロジェクト管理と整合する工事進行基準が適用できなくなるなど、実態に合った会計処理が困難になる懸念など
- 財務諸表の表示；キャッシュフロー計算書の直接法表示強制等についての議論再開への懸念など
- リース；全リースに対して、ビジネスの実態を勘案せずに、一律の処理(BS計上やPL処理)を要求する提案への懸念など

以上